

法制審議会
民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等
に関する手続（IT化関係）部会
第11回会議 議事録

第1 日時 令和4年10月21日（金）自 午後1時30分
至 午後2時07分

第2 場所 法務省7階共用会議室6・7

第3 議題 民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の
見直しについて

第4 議事 （次のとおり）

議 事

○山本（和）部会長 それでは、所定の時刻となりましたので、部会第11回の会議を開会いたします。

本日も御多忙の中、御出席を頂きまして誠にありがとうございます。

本日は小池委員、中吉委員、湯浅委員、衣斐幹事、竹下幹事が御欠席と伺っております。

本日の審議に入ります前に、配布資料の説明を事務局からお願いいたします。

○森関係官 関係官の森でございます。本日は、部会資料14「要綱案の取りまとめに向けた補充的な検討（3）」と題する資料を配布させていただいております。同資料では、非訟事件、民事調停、労働審判の手続における論点について取り上げております。具体的な内容につきましては、後ほどの御審議の際に事務局から御説明させていただく予定でございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは早速、本日の審議に入りたいと思います。

事務局からもありましたとおり、本日は非訟事件、民事調停及び労働審判の手続について、御審議をお願いしたいと思います。前回同様、ある程度のまとまりで御意見を伺うということにしたいと思います。

まず一つ目のテーマとして、部会資料14の1ページ、「第1 非訟事件」ですが、そのうち、まず「1 裁判所に対する申立て等」、この点につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○宮崎関係官 関係官の宮崎です。この項目につきましては、「（1）インターネットを用いてする申立て等の可否」及び「（2）インターネットを用いてする申立て等の義務付け」の「ア 委任を受けた手続代理人等」を取り上げております。前回の部会資料13と同様、部会資料の本文には中間試案と同様の記載をしております。また、（2）のアにつきましては、説明において、インターネットを用いてする申立て等を義務付ける者の範囲を記載しております。要綱案の取りまとめに向けた御意見を頂戴できればと存じます。

なお、「2 提出された書面等及び記録媒体の電子化」は、部会資料では取り上げておりません。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点、第1の1についてお気付きの点があれば、どなたからでも結構ですので、御発言を頂ければと思います。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、部会資料2ページの3、4、この辺りにつきまして、事務局からまず説明をお願いいたします。

○宮崎関係官 「3 裁判書及び調書等の電子化」の項目につきましては、中間試案と同様の記載をしております。

「4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用」の項目につきましては、「（1）当事者の期日参加」及び「（2）専門委員の期日における意見聴取」について取り上げております。

なお、「5 和解調書の送達又は送付」につきましては、今回の部会資料では取り上げ

ておりません。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、今の点について御発言があれば、お願いいたします。

いかがでしょうか。いずれも中間試案どおりということで。

○佐々木委員 ありがとうございます。4の期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用の
ところの（1）で、ここの記載ぶりなのですけれども、裁判所はという主語になっていて、
文末が、期日における手続を行うことができるものとするがあります。それで、この記載
の仕方は民事訴訟の期日におけるウェブ会議の利用と同じ書き方になっているのですけれ
ども、一方で前回の民事執行のときには、口頭弁論の期日のところは、当事者に利用させ
ることができるものとするというふうな書き方がされていて、これは要綱案になったとき
には何か記載が統一されるのか、それとも、この書き方の違いに意味があるのかというの
を教えてくださいたいと思います。

○山本（和）部会長 それでは、事務局からお答えをお願いします。

○脇村幹事 脇村です。字句の調整はまた、要綱案を作成させていただく際にこちらでも考
えたいと思っておりますが、ここで書いている趣旨は、当事者にウェブ、電話会議で参加し
ていいですよということを書きたかったところがございます、そういった意味で、恐ら
くほとんど意味は一緒だと思うのですけれども、その書き方について、平仄も合わせな
がら少し考えたいと思っております。というのは、飽くまで裁判所が主体というよりは、参
加できますよということをやろうとしていたことだと思いますので、そういった意味
で、表現は少し考えたいと思っております。

○佐々木委員 分かりました。ありがとうございます。

○山本（和）部会長 御指摘ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、部会資料の3ページの6、4ページの7、8、この辺りにつき
まして、事務局から説明をお願いいたします。

○宮崎関係官 「6 電子化された事件記録の閲覧等」の項目につきましては、「（1）原
則」の本文、（注1）及び（注3）、（2）について取り上げております。（1）の（注
2）につきましては、今回の部会資料では取り上げておりません。

「7 送達等」の項目につきましては、「（1）電磁的記録の送達」及び「（2）公示
送達」を取り上げております。

「8 公示催告事件における公告」の項目につきましては、「（1）裁判所設置端末の
利用」を取り上げております。「（2）裁判所のウェブサイト掲載」につきましては、今
回の部会資料では取り上げておりません。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、今御説明があった点、6、7、8の辺りですが、御質問でも御意見でも御自
由にお出しただければと思います。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、この非訟事件のところでは最後になりますが、資料5ページの
「9 その他」について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮崎関係官 この項目につきましては、中間試案の第5の9で取り上げられていた点のう

ち、(注1)を「(1) ITを活用した証拠調べ手続」、(注2)を「(2) 費用額確定処分の申立ての期限及び申立て手数料の納付がない場合の規律」として取り上げております。(注3)については、今回の部会資料では取り上げておらず、パブリック・コメントの手続を踏まえて検討することが考えられますが、説明で記載しております調書の更正に関する規律を設けることなどを含め、現時点で御意見等がございましたら頂戴できればと存じます。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。

それでは、この9の点について、御発言があれば頂きたいと思います。

いかがでしょうか。特に、この調書の更正決定の点について、今の段階でもし御意見があればということですが。

特段ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、「第1 非訟事件」について、この程度としたいと思いますが、非訟事件全体について、もし何かあればと思いますが、よろしいですか。

それでは、続きまして、部会資料の6ページの「第2 民事調停」の方に移りたいと思いますが、まず、このうち「1 裁判所に対する申立て等」について、事務局から説明をお願いします。

○宮崎関係官 この項目につきましては、「(1) インターネットを用いてする申立て等の可否」及び「(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け」を取り上げております。(2)につきましては、説明において、インターネットを用いてする申立て等を義務付ける者の範囲を記載しております。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。

それでは、この1の点につきまして、どなたからでも結構ですので、御質問、御意見等をお出しただけだと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、部会資料7ページの2、それから8ページの3、4、この辺りまでにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○宮崎関係官 「2 提出された書面等及び記録媒体の電子化」、「3 裁判書及び調書等の電子化」及び「4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用」の項目につきましては、中間試案と同様の記載をしております。

なお、「5 調停調書の送達又は送付」につきましては、今回の部会資料では取り上げておりません。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。

それでは、今御説明がありました点につきまして、御発言をお願いできればと思います。

○小澤委員 ありがとうございます。四つ目の期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用についてですけれども、現在の実務では原則として、同席ではなく別席での調停が行われておりますけれども、ウェブ会議を利用した調停の場合でもこの点については変更ないものと理解をしています。その前提で、仮に当事者と代理人がウェブでの参加を選択した場合、例えば代理人の事務所で代理人と当事者本人が一緒にウェブ参加をするのではなく、代理人は事務所から、本人は自宅からというような感じで別々の場所から参加することもできるようになると考えてよろしいのかという点が1点と、すごく細かい点で恐縮なので

すが、当事者双方がウェブで参加する場合に、別席で待っている側の当事者は一旦接続を切るのではなく、接続したまま待機をすることを想定しているという理解でよろしいのかということの確認です。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。2点御質問ですけれども、事務局からお願いいたします。

○脇村幹事 まず、前者の話については、恐らく法律上は特に参加される方の場所是一緒でないといけないという話にはなっていないと理解しています。ただ、運用として別々にやるのがいいのかどうかなどは、今後の運用の課題というか何とというか、そういった話なのかなどと思ひまして、少なくともここで想定していることとしては、そこは指定されていないという理解で私もおりました。

二つ目につきまして、恐らく調停とか、民訴でいうと和解なのでしょうけれども、そのときに別々に話を聴くということがあり、そういった実務が今後もウェブを使った際にもあり得るとするのは、そのとおりでらうと思います。その上で、一旦切るかどうか、あるいは、つないだまま聞かないようにするかどうかだと思うのですが、そこになると若干、運用的な話かなと思います。恐らく、すぐにつなげることを考えた際に、一旦切ってしまうとつなぎにくくなるので、そうすると、つないだままするという方式もあるのかもしれませんが、あるいは、やはり機微にわたるので、そこは一旦切るという扱もあるのかもしれませんが。そういった意味で、そこはケース・バイ・ケースなのかなと今伺っていて思いました。もちろん先方がそれでいいかどうかとか、御意見とかもあるのかもしれませんが、現時点で一律に何かということではないのかもしれませんが、適切にやっていた方法としてはいろいろあり得るのかなと今、伺っていました。

○小澤委員 ありがとうございます。

○山本（和）部会長 全然技術に素人な人間なので、ミュートと画面を切るという措置というのは、しかし、向こうには聞こえてしまうのではないですか。そんなことはない。

○脇村幹事 そうですね、すみません。そういう意味では、こちらの方から向こうに聞こえないようにどうするかという話だとすると、もう切るしかないのか、そこは恐らくシステムで何を使うかによっても、すみません、完全に誤解していて、申し訳ございません。

○小津関係官 今お話がありました点のうち、まず、本人がウェブ会議で参加する場所についてなのですが、現在のいわゆるフェーズ1の運用におきましては、争点整理のために用いられているということもありますので、基本的に訴訟代理人が選任されている事案で訴訟代理人がウェブ会議を利用しており、本人が訴訟代理人とは別の場所からウェブ会議に参加するといった運用は行っていないところです。今後、当事者本人によるウェブ会議を認めていくかについては、適切な本人確認の在り方も含めまして、適切に検討してまいりたいと思っております。

次に、一旦切断するかどうかという点の現状なのですが、最高裁と日弁連が連名で作成しましたマイクロソフト Teams 利用マニュアルというものによりますと、一方当事者とだけ裁判所が協議をする場合には、相手方当事者と接続をしたままですと、相手方当事者が誤って会議に参加してしまうおそれがありますので、一旦全体の会議は終了した上で、一方当事者と裁判所だけで直接ビデオ通話をすることとされておりますので、このような運用がされており、和解協議などはこういう形で行われていると思われま

○山本（和）部会長 御説明ありがとうございました。

○今川委員 今、最高裁の説明があった第1点目ですけれども、これは、私が実際に経験していますが、東京で一方当事者の弁護士がウェブ会議で参加、大阪で他方当事者の私どもはウェブ会議で参加、そして、東京の弁護士の依頼者は大阪の本社でウェブ会議で参加、これは両裁判所、そして原告、被告、それぞれが了解した上で実際は実施しておりますので、そういうことはあり得ると。つまり、当事者本人が個人の場合かどうかは分かりませんが、会社の法務部の方がそういう形で参加しているということは実際あります。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。現状の御紹介を頂きました。

○戸苅幹事 先ほど最高裁民事局の方から民事の関係の御紹介がありましたので、家事調停におけるウェブ会議の運用についても若干補足、紹介させていただければと思います。

令和3年12月から4庁で運用が開始されておりまして、この10月から更に19庁で運用が開始されているという状況でございます。例えば、当事者がDVの被害者で居所を秘匿している場合に、必ず代理人と同席していなければならないとなると、期日のある時間帯にその代理人事務所にいることが分かっちゃって、代理人事務所への出入り等の際に加害者に接触されてしまうおそれがある、そのような理由で、事務所とは別の場所から参加したい、そういう要望を述べられるようなケースもあると聞いておりまして、そういうケースでは代理人と本人が別々の場所からウェブ会議で調停期日に参加すると、そういうこともあると聞いているところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。かなり現状の運用が明確になったかと思いません。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか、3の点も含めて。それでは、よろしければ、次に進ませていただきます。

それでは、続きまして部会資料の8ページの6、9ページの7、10ページの「8 その他」、残りの部分につきまして、事務当局から説明をお願いいたします。

○宮崎関係官 「6 事件記録の閲覧等」及び「7 送達等」の項目につきましては、中間試案と同様の記載をしております。

「8 その他」の項目につきましては、中間試案の第6の8で取り上げられていた点のうち、（注1）を「（1）ITを活用した証拠調べ手続」、（注2）を「（2）費用額確定処分の申立ての期限及び申立て手数料の納付がない場合の規律」、（注3）を（3）の特定調停における手続のIT化として取り上げております。（注4）については、今回の部会資料では取り上げておらず、パブリック・コメントの手続を踏まえて検討することになろうかと思っておりますが、説明で記載しております調書の更正に関する規律を設けることなどを含め、現時点で御意見等がございましたら頂戴できればと存じます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、今御説明があった点、どの点からでも結構ですので、御指摘があれば頂戴したいと思います。

いかがでしょうか。

○小澤委員 ありがとうございます。部会資料14の10ページの特定調停について、二つほど提案をさせていただければと思っています。

一つ目が管轄の問題なのですが、現状、申立人が自分の住所地を管轄する簡易裁判所に

申立てをして、自庁処理がなされていることがほとんどだと理解をしています。事実上、申立人側に管轄があるような運用がされているわけですが、相手方は電話会議でやり取りをするだけで、特に支障は生じていないように感じています。IT化に伴い、管轄についての現状を追認する形で、正式に申立人の住所地を管轄する簡易裁判所にも管轄を認めてよいのではないかとというのが1点でございます。

次が電話会議の件です。特定調停は、今ほど述べましたとおり、現状、相手方が電話会議で参加している場合がほとんどだと思いますので、相手方というのは金融機関や貸金業者、信販会社が多いと思いますが、それぞれ何度も特定調停を経験しておるので、現状のやり方にも慣れているのだらうと理解をしています。ですので、特定調停については電話会議を原則とするような取扱いを定めてもよいのではないかとこの意見を持っています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。それでは、2点ありましたが、事務当局からこの時点で何かあれば、お願いします。

○脇村幹事 ありがとうございます。今伺っていたものにつきましては、特に管轄につきましては、恐らく現状を追認するというもののほかに、ITが進んだ際にどう考えていくかという問題もあるのかなと思います。そういった意味では、このIT化部会の中で現時点で直ちに管轄についての規定をいじるというのは難しい面があるのかなとは思いますが、いずれにしても、将来的な問題としても、そういったITが進んだ際の管轄をどうしていくのかというのは大きな問題かと思っております、今頂いた意見を私たちも受け止めたいと思っております。

また、電話会議の原則について、恐らく、現実には電話会議が一般というお話だと思います。恐らく、将来的にといいますか、こういう改正がされた際に、実際の運用として電話会議が多くなるというのは、そうかなというところも、今伺っていて感じたところですが、ここで原則電話会議ということになりますと、期日概念をどういじっていくのかということに波及する問題かなと思っております。今回の部会では基本的には、どこについてもそうですけれども、現実の期日を開くことは差し当たり現状を維持するということを前提に、そこに電話かウェブで参加するというのを議論させていただいておりますので、そういった意味では法律上は原則的には期日を開くということを維持する以上は、そうなるのかなという気がしつつも、御指摘のとおり、運用でどう考えていくのかは少なくとも問題になるかと思っております、そこら辺はまた今後の議論かなと思っております。

○山本（和）部会長 小澤委員、よろしいですか。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

この民事調停全体に関わることでも結構ですが、特段ございませんでしょうか。

それでは、続きまして、部会資料の11ページ以下、「第3 労働審判」の方に移りたいと思います。そのうち、まず「1 裁判所に対する申立て等」、この部分について事務当局から説明をお願いします。

○宮崎関係官 この項目につきましては、「(1) インターネットを用いてする申立て等の可否」及び「(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け」を取り上げております。(2)につきましては、説明において、インターネットを用いてする申立て等を義務付ける者の範囲を記載しております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして御指摘いただくべき点があれば、お願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、続いて、部会資料11ページの2、それから13ページの3、それから4の
辺りまで、事務当局から説明をお願いします。

○宮崎関係官 「2 提出された書面等及び記録媒体の電子化」、「3 裁判書及び調書等の
電子化」及び「4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用」の項目につきまして
は、中間試案と同様の記載をしております。

なお、「5 調停調書等の送達又は送付」につきましては、今回の部会資料では取り上
げておりません。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

いずれも中間試案からの変更はないということですが、お気づきの点があれば御指摘を
頂ければと思います。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、部会資料13ページの6から最後までですね、労働審判の残り
の部分について、事務当局から説明をお願いいたします。

○宮崎関係官 「6 電子化された事件記録の閲覧等」及び「7 送達等」の項目につつま
しては、中間試案と同様の記載をしております。

「8 その他」の項目につきましては、中間試案の第7の8で取り上げられていた点の
うち、（注1）を「（1）ITを活用した証拠調べ手続」、（注2）を「（2）費用額確
定処分申立ての期限及び申立て手数料の納付がない場合の規律」として取り上げており
ます。（2）の説明におきましては、調停の成立又は労働審判の確定以外の事由により労
働審判事件が終了した場合に関する手続費用の負担を命ずる決定の申立ての期限につ
いて記載しております。（注3）については、今回の部会資料では取り上げておらず、パブ
リック・コメントの手続を踏まえて検討することになるかと思っておりますが、説明で記
載しております調書の更正に関する規律を設けることなどを含め、現時点で御意見等がご
ざいましたら頂戴できればと存じます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの点、どの点からでも結構ですので、御質問あるいは御意見をお出
しいただければと思います。

○富田委員 ありがとうございます。6の電子化された事件記録の閲覧について、改めてお
願いを申し上げさせていただきたいと思っております。前回も申し上げましたが、当事者及び利
害関係を疎明した第三者の閲覧環境の改善に併せまして、労働審判員の閲覧環境の改善も
御検討をお願いしたいと思っております。労働審判員の記録へのアクセスは、裁判所の運用に任
されているということは承知をしておりますが、今回の目的である手続の迅速化と、労働
審判員の十分な準備を担保する観点から、特に裁判所外端末を用いた閲覧などを可能にする
（注）②と同等の運用が可能となるような御検討をお願いしたいと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。その点、以前から富田委員から御指摘いただ
いている点かと思っておりますが、事務当局から何かこの時点でコメントがあれば。

○脇村幹事 脇村です。以前から富田委員から御指摘いただいていることは、事務当局とし
ても受け止めております。ただ、一方でこの問題につきましては裁判所内部の問題かとは

思っておりますが、こういった御議論がされたことは私たちも受け止めた上で、そういった議論がされたということ、今参加されている最高裁も含めて、伝えていきたいと思っております。

○富田委員 よろしくお願ひいたします。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、これで一通り部会資料14については御検討を頂けたと思いますが、全体を通して、もし何か御指摘いただくべき点があれば、お願ひしたいと思います。

○山本（克）委員 どうも、恐縮です。非訟のところで言いそびれてしまったのですが、インターネットを用いてする申立ての義務付けの対象となる人なのですが、非訟事件の各論的な考察も必要なのではないかと感じております。例えば、会社が申立人になる場合において、会社が電子公告を選択しているような場合、義務付けても構わないのではないかと、もちろんそういうような会社は大抵弁護士に依頼しているので、実益がないという感じもしなくはないのですが、電子公告を選択しているようなところに義務付けても私は特に問題はないのではないかと思いますし、あと、私が気が付く限りで申し上げますと、社債管理者、あるいは社債管理補助者については銀行や信託会社等に資格が制限されていますね、そういうような専門性の高い人たち、彼らも弁護士を委任して申し立てる可能性は非常に高いのですが、そういう方にも義務付けというのはあり得るのではないかと考えておりますし、信託関係の者でも、業として信託業法上の信託業の認可を受けている者については、信託非訟についても、受託者が申立人である場合については同様に考えていいのではないかと、ということで、非訟事件の各論的な考察をした上で、裁判所から選任された者に限らず、もう少し広く間口を取って義務付けの範囲を考えてはどうかという気がいたしましたので、申し上げました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。事務当局から何かコメントはありますか。

○脇村幹事 ありがとうございます。また今後、パブコメを踏まえて出す際には、少し資料を作る際に、そこは考えていきたいと思ひます。一方で、民事訴訟もそうでしたけれども、義務付けの範囲について民事訴訟を前提にしますと、実際にその方々ができるかどうかという視点というよりは、最終的に訴訟代理人に絞ったのは、正に法律専門家に絞るという前提で議論がされており、例えば一定の規模の会社ですとか、あるいはインターネットの申立てをした人には義務付ける、そういったことは結論的には採らなかったことかなと認識しています。そういった意味では、そういった点をそのままとはいいませんけれども、引き直していくと、そういった今、先生がおっしゃった点については少し視点が違うのかなとは思ひます。ただ、一方でそういった御指摘いただきましたので、少し私たちも全体として、選任された人をどうするかという話も今、ペンディング状態でございますので、全体として提示させていただく際に、そこも含めて少し考えていきたいと思ひます。

○山本（克）委員 今私が申し上げたのは、そういう民事訴訟の場合とは少し違うニュアンスで申し上げたつもりです。例えば、電子公告を選択している会社が株主として申し立てる場合は含まない、飽くまでも会社として申し立てる場合だけを含むというつもりでございましたので、信託についても受託者として申し立てる場合、社債管理者についても社債管理者として申し立てる場合に限定しているわけで、非訟の世界のあらゆる事件について、

その範ちゅうの者に義務付けるという発想ではありません。そこだけ申し上げておきます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。それでは、いずれにしろパブリック・コメントを踏まえて、この選任された者に加えてプラスアルファで認めるものもあるかどうかということについては、事務当局において精査を頂いて、また当部会で御審議を頂きたいと思えます。

ほかに、全体を通して、あるいは先ほどのように、言い落としたという点でも結構ですので、御指摘の点があればお伺いしたいと思います。

いかがでしょうか。予想されたこととはいえ、予定時間よりかなり早い時間になってはおりますが、特段の御発言がなければ、本日のところは終わりたいと思えますが、よろしいでしょうか。

それでは、特段御発言もないようですので、本日の審議はこの程度にさせていただきます。

それでは、次回議事日程等につきまして、事務当局から御説明をお願いいたします。

○脇村幹事 ありがとうございます。次回の日程でございますが、令和4年11月4日金曜日、時間ですが、次回も午後1時半開始にさせていただきますと思えます。リアルな場所は法務省7階、共用会議室6・7でございます。

今回は、前回及び今回の部会資料において【P】となっていた論点を中心に、どこまでできるかにつきましては、パブリック・コメントの集計が間に合うかどうかも含めて、考えさせていただきますけれども、できる範囲で取り上げさせていただきますと考えております。恐らく次回で全て取り上げることは難しいと思えますが、できるだけ頑張りたいと思っております。次回部会資料の際には、パブリック・コメントの集計結果のうち次回の部会で使うものを暫定的に送らせていただくことを考えておまして、全てについては恐らく次々回以降に配ることを考えております。そういう意味では、今回は部会資料と併せて、そこで使うものに限定したパブリック・コメントの集計を提示させていただければと考えているところでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、よろしゅうございましょうか。今お話がありましたが、次回以降、要綱案の取りまとめに向けた本格的な審議をお願いするということになりますけれども、引き続きどうかよろしくをお願いいたします。

それでは、本日の会議はこれにて閉会とさせていただきます。

本日も御熱心な御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

—了—